

# 京都大学生協加入資格基準及び出資要請口数

2013年1月

組合員区分		具体的な加入資格内容	出資要請基準		備考	
1	学生	組合員区分1	京都大学の学部生	50口	20,000円	
2	院生	組合員区分4	大学院修士課程、研究生	50口	20,000円	
			大学院博士後期課程	50口	20,000円	
			※留学生(学生、院生共通)	10口	4,000円	
3	教員	組合員区分5	京都大学に在籍する教員(名誉教授含む)	25口	10,000円	
			非常勤講師	25口	10,000円	
4	大学職員	組合員区分6	京都大学に在籍する大学職員(時間雇用職員、個人秘書等を含む)			
			正職員、再雇用職員、等	25口	10,000円	
			時間雇用職員、個人秘書、京都大学への派遣職員、等	10口	4,000円	
5	生協職員	組合員区分7	京大生協に在籍する、正規・嘱託・パート職員、アルバイト職員			
			正規職員、嘱託職員	50口	20,000円	
			パート職員、アルバイト職員	10口	4,000円	
6	その他	組合員区分9	学部及び大学院の聴講生、科目等履修生	10口	4,000円	身分証明書
			各種研修員(日本学術振興会特別研究員、等)	10口	4,000円	身分証明書
			日常的あるいは相当の頻度で京大内で勉学・研究・研修・勤務する方(大学院入試や資格試験の勉強、寄附講座関連等)	10口	4,000円	身分証明書
			連携協定、共同研究などで、すでに他大学生協の組合員となっているが、一時的に京都大学での勉学・研究を行っている方	2口	800円以上	他大学生協の組合員証の提示が必要
			京都大学内の団体(VBL内ベンチャー企業等)に勤務する方	25口	10,000円	勤務を証明する書類等
			京大生協の取引先、京都大学出入り業者、大学内の工事等に従事する方	10口	4,000円	入構許可証など
			大学生協京都事業連合職員	25口	10,000円	職員証
7	退職教職員	組合員区分10	京都大学内に勤務していた経験があり、すでに退職している教員(生協職員・被派遣者含む)	25口	10,000円	退職年を明記
			京都大学内に勤務していた経験があり、すでに退職している職員(生協職員・被派遣者含む)	25口	10,000円	退職年を明記
8	近隣居住者	組合員区分11	京都大学の付近に居所を有し、京大生協の事業の利用を適当とする方	10口	4,000円	京都市、宇治市に限定

## ●加入を認めない者

- ・京大の卒業生ではあるが、上記1~11に該当しない者  
※但し、生協利用そのものは断わらない。

## ●出資要請金額の考え方

- ・上記「出資要請金額」はそれ以上での加入をお願いするものである。生協事業の維持発展に必要であることを説明した上で、最終的な出資金額は加入者の判断となる。
- ・上記の要請口数は、新規加入する場合の出資要請口数であり、進学・就職等の事情で階層変更する場合は、以前の出資口数の継続を要請する。

## ●「組合員区分9」の加入希望者の手続

- ・加入手続時に、原則として、身分・所属等を証明するものを提示していただく。「赴任直後で証明がない」「4月から院生になる」などの場合は、その旨加入申込書に記録しておく。
- ・管理室長は、月次の加入・脱退・更新状況の報告を加入受付担当者から受け、この区分の加入資格基準の適切な運用を指導する。
- ・1回目の有効期限は、原則的に翌年3月末までを最長とする。有効期限到来時は、加入資格継続の確認をもって、1年間延長する。

## ●「組合員区分10,11」の加入希望者の手続

- ・「京都大学生協生活協同組合 加入承認基準」(2012年度第8回理事会修正決定)に基づき加入承認の運用を行う。
- ・原則として、受付店舗にて備考欄の条件に合致することを確認し、加入資格を認める。
- ・後日、加入条件に不備または虚偽があることが判明した場合は、組合員証の更新を認めない場合がある。